

令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業 「脱炭素モデル企業」募集要領

1 事業の目的

「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けては、県内企業の温室効果ガス排出削減を促進する必要があります。そのためには、各企業において、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の見える化及び脱炭素計画の策定とともに、計画的な設備導入等を行うことが重要です。また、脱炭素の推進は、省エネ化によるコスト削減による経営環境の改善にも繋がるメリットがあります。

このため、県では、令和7年3月に県内の金融機関や経済団体などと連携し県内企業の脱炭素化を支援する「福島県地域脱炭素推進コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。))」を設立したところです。

本事業は、県内の脱炭素化のモデルとなる企業を創出するため、脱炭素化に取り組もうとする企業に対して、コンソーシアムが温室効果ガス排出量の見える化や脱炭素計画の策定を支援するものです。

本要領は、県が本事業に参加する県内の中小企業等(以下「モデル企業」という。)を募集及び選定するにあたり、必要な事項を定めるものです。

2 モデル企業の要件

- (1) 脱炭素化に意欲的な県内の中小企業等※₁であること。
- (2) コンソーシアムの構成機関である金融機関若しくは経済団体又はその構成団体※₂(以下、「パートナー支援機関」とする。)のいずれかがパートナーとなり、温室効果ガス排出量等の情報を共有しながら伴走支援することに同意すること。
- (3) 温室効果ガス排出量(Scope1, 2)の見える化及び脱炭素計画※₃の策定に必要な表1のデータの確認及び提出が可能であること。
- (4) 温室効果ガス排出量の見える化の結果を元に、パートナー支援機関の伴走支援を受けながら、温室効果ガス排出量の削減目標の設定等脱炭素計画の策定に取り組むこと。
- (5) 県及びコンソーシアムが実施する脱炭素経営に関する広報等に協力すること。
- (6) 「8 応募資格」の要件を満たすこと。

※1：下表の基準に該当する法人又は個人をいう。

業種 ^ア (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額 ^イ	常時使用する 従業員の数 ^イ
①「製造業」「建設業」「運輸業」及び その他の業種（②③④を除く） ^ウ	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

ア：複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。

イ：「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。

ウ：「公務」は除く。

※2：株式会社東邦銀行、株式会社福島銀行、株式会社大東銀行、福島県商工会議所連合会、福島県商工会連合会、福島県中小企業団体中央会の6者及び各商工会議所・各商工会

※3：脱炭素計画の主な内容は、以下のとおり。

- ①温室効果ガス排出量の削減目標及び評価指標
- ②実行する温室効果ガス排出量削減策
- ③社内における推進体制

表1 必要データ一覧（省エネ診断・計画策定関係）

項目	内容
会社・事業所情報	・拠点数 ・社用車情報（車種、台数、燃費等） ・事業所図面（平面図、立面図、電気設備図等）
月別エネルギー使用量データ （12ヶ月分）	・電力使用量及び使用料金 ・燃料（重油、灯油、軽油、ガソリン、ガス等）使用量及び使用料金
設備データ （照明設備、空調設備、給湯設備、受電設備、自家用太陽光発電設備、生産設備等）	・設備情報（型式、台数、導入年等） ・消費電力量 ・日稼働時間 ・年間稼働日数 ・コンプレッサーの平均負荷率 ・自家用太陽光発電設備の年間発電量及び年間売電量 等

3 支援内容

本事業は、年間のエネルギー使用量や設備の利用状況等について専門的な診断を行い、設備の効率的な利用や省エネ・再エネ設備の導入に伴う温室効果ガス排出量の削減効果を、エネルギーコストの削減効果等とともに提案します。また、こうした削減効果をもとに、温室効果ガス排出量の削減目標や省エネ・再エネ設備の導入計画等を含む脱炭素計画の策定を支援します。

（1）温室効果ガス排出量の見える化

エネルギー管理士等の資格を有する専門家を派遣し、現地調査及び表1のデータを元に事業所の省エネ診断（温室効果ガス排出量削減策の提案を

含む)を実施する。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標設定及び脱炭素計画の策定

(1)の結果を基に、支援対象企業とパートナー支援機関とが対話しながら、温室効果ガス排出量の削減目標の設定及び脱炭素計画を策定する。

(3) 補助金情報等の提供

コンソーシアムからモデル企業に対して、省エネ・再エネ設備の導入等に係る国・県の補助金情報等を提供する。

4 支援スケジュール (予定)

支援スケジュールについては、表2のとおりです。

表2 支援スケジュール (予定)

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
公募期間		→										
支援機関との対話			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(セミナー参加)				→								
(1) 排出量見える化				→	→	→						
(2) 目標及び計画策定											→	
モデル企業の事例公表												●

5 募集期間

令和7年5月27日(火)～6月26日(木)

※モデル企業が総定数に満たない場合、再度募集する場合があります。

6 募集するモデル企業の数

10社程度

7 支援期間

・令和7年5月27日(火)～令和8年2月27日(金)まで

8 応募資格

本事業への応募は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

(1) 県内に本社、事業所等を有すること。

(2) 本事業の実施にあたり、社内での協力体制を有すること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。

以下「法」という。)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本事業に参加しようとする者

9 応募手続等

(1) 応募書類

本事業への応募者は、応募申請書（別紙様式）を電子メールで提出してください。

電子メールの件名は「令和7年度ふくしま企業脱炭素化支援事業モデル企業応募（会社名）」としてください。

(2) 提出先

zero_carbon@pref.fukushima.lg.jp

(3) 受付期間

令和7年5月27日（火）～6月26日（木）17時まで

10 モデル企業の決定

- ・表3に示す評価基準に基づいて、評価・決定します。
- ・選定結果については、応募書類に記載の連絡先へ通知します。

表3 主な評価基準

項目	評価基準
モデル性	・ 県内企業におけるモデル性
実施体制	・ 社内における脱炭素化に向けた取組の推進体制
実現性	・ 温室効果ガス排出量の排出削減に向けた自社の課題やこれまでの取組状況等の把握、整理の状況